ごみステーション管理手引き

管理者用(自治区用)



『 捨てればごみ、生かせば資源 』

令和6年4月

目 次

1.	ごみの適正な排出・・・・・・	•	•	•	•	•	•	2
	ごみステーションの適正な管理) ごみステーションの清潔保持・	•	•	•	•	•	•	3
(2)分別方法と排出方法の啓発・・	•	•	•	•	•	•	4
(3) ごみステーションの機能管理・	•	•	•	•	•	•	4
3.	違反ごみの対応・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	5
4.	違反ごみの処理・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	6
5.	不法投棄について・・・・・・	•	•	•	•	•	•	7
6.	ごみの持ち去り行為について・・	•	•	•	•	•	•	7
7.	ごみステーションの 新設・移設・廃止・形状変更等・	•	•	•	•	•	•	7
8.	助成制度について・・・・・・	•	•	•			•	8

1. ごみの適正な排出

ごみの適正な排出について、町民のみなさまには法律や条例に基づき国及び町の施策に対してご協力をいただき、適正な処理を行っていただいているところです。また、ごみステーションについては、町が設置し、自治区が管理することを基本としています。ごみステーション管理者(自治区)は、ごみステーションを清潔に保持するため、分別・排出のルール違反や不法投棄などの様々な問題に対して、ごみステーションの管理について、引き続き利用者と協力し合い、適正な管理についてご協力をお願いします。

※根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(国民の責務)

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

※根拠条例

朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋) (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和58年法律第43号)に基づき朝日町(以下「町」という。)における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(町民の責務)

- 第3条 廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 町民は、廃棄物を分別し、所定のごみ集積所へ排出する 等、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関して町の施策 に協力しなければならない。

2. ごみステーションの適正な管理

(1) ごみステーションの清潔保持

ごみステーションを清潔に保つためには、利用する町民一人ひとりが分別や排出日・時間等を守るとともに、ごみステーション(ごみ集積場を含む)の実情に応じたルールをごみステーション管理者(自治区)にて周知していただくことが重要です。

<基本的なルールと注意事項>

●違反ごみについて

違反ごみには違反シールを貼付し、ごみステーションに 置いていきます。

違反ごみは排出者が責任を持って再分別することと します。排出者が再分別を行わない場合は、できる限り ごみステーション管理者(自治区)で再分別のご対応を

いただき、不衛生な違反ごみ等で対応が困難な場合は、町民環境課にご連絡ください。なお、違反ごみ排出者が特定できる場合は、町民環境課が排出者に対して指導いたします。

●ごみの排出場所・時間について

収集後に排出されたごみ(後出しごみ)は、 再度収集を行うことはできませんので、各地区 で定められた排出場所・時間を守っていただく よう周知をお願いします。

●ごみステーションのネットの取扱いについて ごみステーションのネットは、ごみの飛散 防止・鳥獣被害の対策です。ごみを出す人が きちんとネットを掛けるようお願いします。

また収集後のネットは、交通の支障にならないよう整理整頓のご協力をお願いします。

●粗大ごみについて

粗大ごみの収集日に、ダンボール箱などに 入れられた混在ごみ(プラスチック類・おも ちゃ・小型家電製品・植木鉢・金物など)が 出され、収集されない状態にあります。正しく 分別し排出するよう周知をお願いします。







(2) 分別方法と排出方法の啓発

ごみの減量とリサイクルには町民一人ひとりが正しい分別を理解することが重要です。町民の方への正しい分別方法と排出方法の啓発を行うため「ごみの出し方ハンドブック」・「ごみ収集日程表」を作成しておりますのでご活用ください。

●「ごみ収集日程表」は、毎年3月に配布しています。 ※配布後に必要な場合は、町民環境課で配布しています。





<2021年(令和3年)保存版>

<ごみ収集日程表>

(3) ごみステーションの機能管理

ごみステーションのかごやネットの破損は、ごみの散乱や通行人、ごみステーションを利用される住民の方がけがをするなど、事故の原因にもなりますので、定期的に状況確認をお願いします。

破損等が見受けられた場合は、速やかにごみステーション管理者(自治区)を通じて、町民環境課にご連絡いただきますようお願いします。

ごみステーションを管理するために必要な物品を配布しています。

●ごみステーションの看板等について

現在使用している案内・注意喚起などの看板が破損した場合は、ラミネート加工 を施し、配布させていただきます。必要があれば、ごみステーション管理者(自治 区)を通じて、町民環境課に申し出てください。

●ごみステーション管理用ごみ袋 ごみステーションの清掃、再分別に必要な指定袋を配布しています。

3. 違反ごみの対応

- ●違反シールを貼られた違反ごみは、<u>御1.しばらくの間</u>ごみステーションの見やすい場所に置いて、排出者への注意喚起、自主的な再分別を促してください。
- ●排出者が再分別を行わない場合は、できる限りごみステーション管理者(自治区)で再分別のご対応をいただき、不衛生な違反ごみ等で対応が困難な場合は、町民環境課にご連絡ください。なお、違反ごみ排出者が特定できる場合は、町民環境課が排出者に対して指導いたします。
- ●袋の外側から見て、<u>御2. 排出者が特定できる違反ごみ</u>で、違反者への指導を希望される場合は、袋を開封せず町民環境課へご連絡ください。 排出者の特定を確認した後、直接本人に指導いたします。
- ●ごみステーション管理者(自治区)が再分別中に、排出者が特定できる場合もあります。違反者への指導を希望される場合は、再分別をせず、出された状態を保持(他の袋のごみと一緒にしない)して、町民環境課へご連絡ください。
- ●粗大ごみの日に、収集しないごみ (不法投棄) を排出しようとする方を見かけた 場合は、看板や張り紙等にて啓発するなど、不法投棄の防止に努めてください。
- ●頻繁に違反ごみ等が排出される場合は、監視カメラの設置や適宜、監視するなど、不法投棄を減らすよう管理に努めてください。
 - 注1.「しばらくの間」の期間とは?
 - ・悪臭がする、ごみステーションにごみが入らなく なる、鳥獣被害でごみが散乱するなど、清潔保持が できなくなるまでの期間
 - ※ごみステーションの形状・容量等によって、清潔保持ができなくなるまでの期間は異なります。各ステーション管理者で判断して対応をお願いします。
 - 闰2.「排出者が特定できる違反ごみ」とは?
 - ・ダイレクトメール、請求書、領収書、薬の袋など、排出者が特定できる記載内容が明確に判断できるごみ

4. 違反ごみの処理

ごみステーション管理者(自治区)で、再分別をされる場合は、けがをしないよう安全には十分注意してください。

●再分別の注意事項

- ・違反シールに記載されている違反内容をご確認ください。
- ・違反の原因となるごみを取り除き、正しく分別された状態にしてください。
- ・再分別をした場合は、違反シールに×印を書いてください。仮に、袋が破損した場合は、新しい指定袋等に入れ直してください。(再分別に必要な指定袋は、配布いたしますので町民環境課までご連絡ください。)

※違反(混在)ごみの特徴

ごみの種類	主な混入物と違反ごみ					
一般ごみ	ダイレクトメール、プリント、新聞紙などの再生可能な紙					
	類、トレイ、プラスチック容器など					
埋立ごみ	ペットボトル、びん、缶、小型家電、電池など					
再生ごみ(かん)	かん指定袋の中にスプレー缶の混入					
ペットボトル	ラベル、キャップが付いている、プラスチック容器の混入					
指定袋以外	びん・かん					

●再分別方法の例

ごみの種類	再分別の方法				
一般ごみ	ハンドブック等を参考に正しい分別をお願いします。生ごみ等が				
	悪臭、不衛生、猫など鳥獣被害が出ると判断した場合は、町民環				
	境課へご連絡ください。				
埋立ごみ	ハンドブック等を参考に正しい分別をお願いします。ペットボト				
	ルや小型家電の混在等、ごみステーションの清潔保持ができない				
	と判断した場合は、町民環境課へご連絡ください。				
ペットボトル	ラベルとキャップを取り除き、ラベルとキャップは埋立ごみに再分				
	別をお願いします。ラベルやキャップの付いた違反ごみが1回の収				
	集につき6袋以上ある場合は、町民環境課へご連絡ください。				
粗大ごみ	粗大ごみではないごみ (ダンボール箱などに入れられた混在ごみ				
	など)は、可能な限り再分別をお願いします。家電リサイクル対				
	象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)が出された場合は、				
	町民環境課へご連絡ください。				

5. 不法投棄について

ごみステーションに収集しないごみ(不法 投棄)が排出された場合やごみステーション 以外の場所にごみが投棄されている場合は、 町民環境課にご連絡ください。



6. ごみの持ち去り行為について

ごみステーションに排出されたごみを持ち 去る行為は禁止されています。

持ち去り行為を発見した場合は、直接声を かけずに、町民環境課に目撃情報をお寄せく ださい。その際、日時や車種、ナンバーなどの 特徴もお伝えください。



7. ごみステーションの新設・移設・廃止・形状変更等

ごみステーションは、収集作業の能率・効率化、安全確保、通行車両との事故防 止等の観点から、出来る限り廃止・統合へのご協力をお願いします。

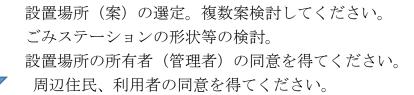
●ごみステーションの新設・移設・廃止・形状変更等をされたい場合は、事前にご みステーション管理者(自治 m区)を通じて町民環境課にご相談ください。

<設置に適した場所>

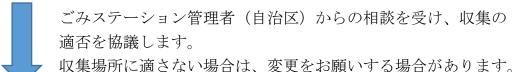
- ・収集車が通り抜けることができ、見通しの良い場所
- ・幹線道路から外れた交通量が少ない場所
- ・収集車がごみステーションのすぐ側まで近づける場所
- ・私有地の場合は、通り抜けまたは私有地内で収集車が 方向転換できるスペースがある場所

●相談の流れ

自治区(ごみステーションの新設・移設・廃止・形状変更等の検討)



役場(環境クリーンセンターと協議)



役場(設置適否の決定)

設置の適否をごみステーション管理者(自治区)へ連絡します。 ※設置の場合、ごみステーションの形状によっては、発注・工事等で 時間を要する場合があります。

自治区(ごみステーションの収集開始)

※収集開始日までに、利用者等への周知をお願いします。 ごみステーションに掲示する案内版等が必要な場合は、ごみステーション 管理者(自治区)を通じて事前に町民環境課までご連絡ください。

8. 助成制度について

ごみのリサイクル、減量化の取り組みに対して補助金が交付されます。 詳しくは、町民環境課又は環境クリーンセンターへお問合せください。

(1) 資源ごみ集団回収団体補助金

自主的な資源の集団回収活動に対して補助金が交付されます。

- ・対象団体:地域住民で構成し、営利を目的としない子供会、PTA、自治会等
- ・回収品目:新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類、アルミ缶
- 補助金額:回収量1kgについて、5円を乗じた額

(2) 生ごみ処理機購入及び設置事業補助金

家庭内ごみの減量化及び有効利用の普及の促進に対して補助金が交付されます。

・補助対象:家庭用生ごみ処理機を新たに設置した場合(1家庭につき1基)

・補助金額:購入及び設置に要する経費の1/2以内(限度額5万円)

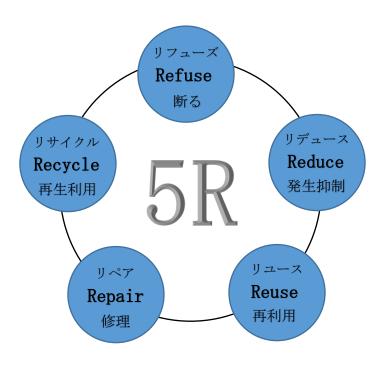
(3) 生ごみ処理容器

家庭内ごみの減量化及び有効利用の普及の促進に対して補助金が交付されます。

・補助対象:1家庭につき200以上は1基、200未満は2基(どちらか一方)

・補助金額:処理容器の設置に要する経費の1/2以内(限度額1万円)

◎問い合せ先 環境クリーンセンター TEL 059-365-9017





























朝日町役場 防災環境課

〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地 TEL: 059-377-5610 FAX: 059-377-5661

E-meil: bousai@town.asahi.mie.jp